

テナント賃料支援金

【申請のご案内】

【支援金の額】

1 店舗・事業所あたり最大30万円

※1ヶ月10万円×3ヶ月（1月・2月・3月分）

【受付期間】

令和3年2月15日（月）から

令和3年5月31日（月）15:00まで

【申請方法】

- ・オンライン（現在準備中）
- ・郵送 令和3年5月31日（月）（必着）
申請書などの様式は、四日市商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

【郵送先】

〒510-8501

三重県四日市市諏訪町2番5号

四日市商工会議所4階 テナント賃料支援金事務局 宛て

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※内容についてお問い合わせを行うことがありますので、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

【お問い合わせ先】

四日市商工会議所 テナント賃料支援金事務局

電話番号 059-350-2525

受付時間 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分
(月～金・土日祝日除く)

1 テナント賃料支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小事業者や個人事業者の賃料等固定費の一部について、支援を行うことにより、事業の継続を下支えする制度です。

2 支援金の対象となる方

以下の要件を満たす中小企業、小規模事業者、個人事業者。

- (1) 市内で事業を行っていること。
- (2) 申請時点で営業実態があること。
- (3) 賃貸人と賃貸借契約を結んで賃料を支払っていること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月～令和3年1月の事業収入が、1ヶ月で前年同月比50%以上減少している、又は連續する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少していること。
- (5) 令和2年4月1日時点で次のいずれかに該当すること（法人の場合）。

業種	資本金	従業員
製造業・建設業・運送業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療を主たる事業とする法人	――	300人以下

上記業種のうち、以下の業種の資本金・従業員の要件は以下の通りです。

①ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
③情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
④旅館業	5,000万円以下	200人以下

注1：ゴム製品製造業は、自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。

注2：企業規模は、資本金か従業員数のどちらか一方に該当していれば対象となります。

注3：組合は、構成員の2/3以上が上記に該当していれば対象となります。

注4：農業法人、NPO法人、社会福祉法人等も対象です。

注5：従業員数は、常時使用している従業員を指します。

※法人、個人事業者が以下に該当する場合、支給の対象になりません。

- 法人税法別表第1に規定する公共法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 四日市市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者
- 政治団体
- 宗教上の組織・団体
- その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でない者

※賃貸借契約が以下に該当する場合、支給の対象なりません。

- 転貸を目的としたもの
- 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物であるもの
- 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内であるもの

3 対象経費

令和3年1月分・2月分・3月分の固定費で以下のもの。

- (1) 賃料（地代も含む）
- (2) 共益費・管理費

※上記以外の経費についても、契約書において、賃料と区分されておらず、賃料として一括計上されている場合には、支援額の算定の基礎に含むことがあります。

4 支援金額

1店舗・事業所ごとに対象経費の1/2、上限月額10万円

(例) 市内にA店（賃料10万円）、B店（賃料14万円）、C店（賃料22万円）がある場合

$$A\text{店分 } 10\text{万円} \times 1/2 = 5\text{万円}$$

$$B\text{店分 } 14\text{万円} \times 1/2 = 7\text{万円}$$

$$C\text{店分 } 22\text{万円} \times 1/2 = 11\text{万円} \rightarrow \text{上限 } 10\text{万円}$$

$$5\text{万円} + 7\text{万円} + 10\text{万円} = 22\text{万円}$$

$$22\text{万円} \times 3\text{か月分} = \underline{66\text{万円}}$$

5 申請手続の方法

(1) オンライン申請

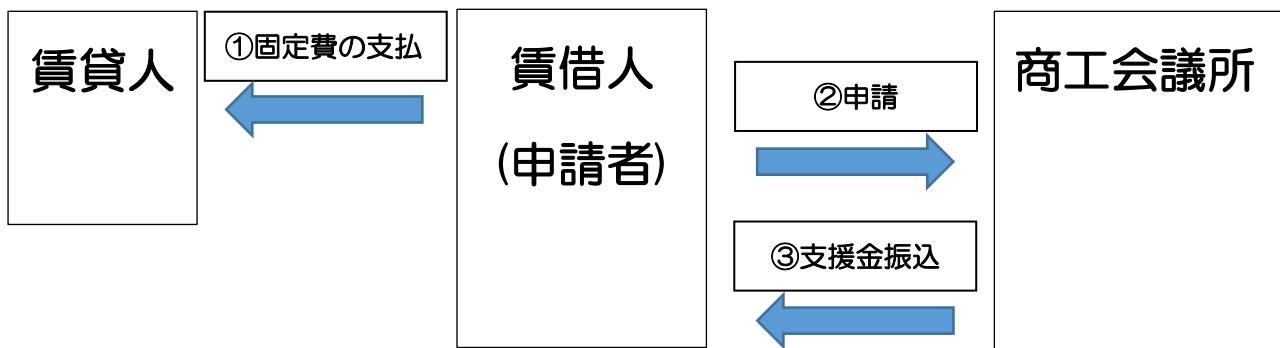
現在準備中です。サイトを開設したいご案内します。

(2) 郵送申請

四日市商工会議所へ必要書類を郵送してください。(宛先は表紙参照)

6 お手続きの流れ

固定費の支払い完了後、支援金交付を申請してください。



①まず、各月の固定費を賃貸人へ通常通りお支払いください。

②支払いが終了してから、商工会議所へ申請手続きを行ってください。

※申請・請求は以下のどちらかの方法で行ってください。

- 1ヶ月ごとに固定費の支払い完了後、申請・請求
- 3ヶ月すべての固定費の支払い完了後、一括払いで申請・請求

③支援金の額を確定し、申請者名義の預貯金口座に振り込みます。

(不備・不足等がなければ、内容確認後2週間程度を目途に振り込む予定です。)

申請に必要な書類一覧	
1	テナント賃料支援金申請書（紙による申請の場合）
2	対象経費の金額が分かる書類（領収書・振込明細書等の写し）
3	賃貸借契約について確認できる書類（賃貸借契約書等の写し） 賃貸人の氏名と押印、賃借人の氏名と押印、対象となる物件の所在地、契約期間、賃料等の額が分かるページを提出してください。
4	令和2年5月～令和3年1月までの事業収入が1か月で前年同月比50%以上減少している、又は連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少していることが分かる書類 (1)国の家賃支援給付金の給付を受けたことが分かる書類（家賃支援給付金振込のお知らせハガキ、HPのハードコピー等） (2)(1)の書類がない場合、以下の2点を代わりに提出してください。 ①前年度の確定申告書の控え及び法人事業概況説明書の控え ②今年度の確定申告の基礎となる書類（売上台帳等）
5	登記事項証明書（法人の場合）
6	本人確認ができる以下の書類の写し（個人の場合） (1)運転免許証 (2)個人番号カード (3)パスポート (4)写真付きの住民基本台帳カード
7	誓約書
8	四日市市の完納証明書（市役所2階市民税課で発行可） 市税の徴収猶予を受けている方は徴収猶予許可通知書の写し
9	支援金振込先通帳の写し ※「通帳のオモテ面」、「通帳を開いた1ページ目」の両方 ※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面のコピーを提出してください。